
資料編

第1節 介護保険運営協議会委員名簿

選出区分	氏名	所属等	備考
公募市民 (被保険者)	西村 徳雄	公募市民(第1号被保険者)	計画策定等調査検討会
	八木 和夫	公募市民(第1号被保険者)	地域密着型サービス調査検討会
	石川 恭子	公募市民(第2号被保険者)	地域密着型サービス調査検討会
	宮本 直樹	公募市民(第2号被保険者)	計画策定等調査検討会
学識経験者	下垣 光	日本社会事業大学 教授	〔運営協議会会長〕 計画策定等調査検討会
	岡垣 豊	弁護士	地域密着型サービス調査検討会
	有馬 達也	税理士	地域密着型サービス調査検討会
保健・医療・ 福祉関係団体	富上 雅好	一般社団法人立川市医師会	地域密着型サービス調査検討会
	鉢嶺 由紀子	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会	計画策定等調査検討会
	河野 はるみ	立川市民生委員児童委員協議会	地域密着型サービス調査検討会
	西山 直美	東京都多摩立川保健所	計画策定等調査検討会
介護サービス 事業者	鈴木 篤	至誠特別養護老人ホーム	計画策定等調査検討会
	峰岸 康一	老援団幸町居宅介護支援事業所	地域密着型サービス調査検討会
	南雲 健吾	りは職人でい	〔運営協議会副会長〕 計画策定等調査検討会
	尾崎 多介代	立川訪問看護ステーションわかば	地域密着型サービス調査検討会

第2節 介護保険運営協議会等開催経過

1 介護保険運営協議会

回数	開催日	主な協議・報告内容
第1回	令和2(2020)年 5月15日	〔書面開催〕 ○介護保険事業計画の策定スケジュールや作成プロセス等について
第2回	令和2(2020)年 6月24日	○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の諮問について ○立川市の介護保険の状況について ○平成31(2019)年度介護給付・総合事業の給付実績について ○(第7次・期)立川市高齢者福祉介護計画の振り返りについて ○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の概要について ○介護保険法等の改正のポイントについて ○事前調査報告書の概要について
第3回	令和2(2020)年 10月5日	○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の構成(案)について ○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の素案について
第4回	令和2(2020)年 11月30日	○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の素案について ○パブリックコメント*および市民説明会の開催について
第5回	令和3(2021)年 1月15日	〔書面開催〕 ○パブリックコメントの実施状況について ○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の答申案について
第6回	令和3(2021)年 2月8日	○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の答申について

2 計画策定等調査検討会

回数	開催日	主な協議・報告内容
第1回	令和2(2020)年 7月13日	○介護保険事業計画の基本指針について ○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の基本目標と論点について
第2回	令和2(2020)年 8月4日	○(第7次・期)立川市高齢者福祉介護計画の振り返りについて ○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の目標および目標値について ○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の概要について(再検討) ○介護サービスの基盤整備について
第3回	令和2(2020)年 9月29日	○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の構成(案)について ○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の素案について
第4回	令和2(2020)年 10月19日	○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の素案について ○第1号被保険者*の保険料の設定について
第5回	令和2(2020)年 11月25日	○(第8次・期)立川市高齢者福祉介護計画の素案について

第3節 介護保険サービス等の概要

1 介護保険サービス

(1) 居宅サービス

サービス種類	サービス内容	利用できる方
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、調理、洗たく、掃除などの日常生活上の世話をを行います。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。	要介護1～5 ※要支援1・2の方はP.202の「訪問型サービス」が利用できます
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を備えた入浴車などで居宅を訪問して、入浴の介助を行います。	要支援1・2 要介護1～5
訪問看護	主治医の指示のもとで看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助、療養指導などを行います。	要支援1・2 要介護1～5
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復のために必要なリハビリテーションを行います。	要支援1・2 要介護1～5
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導などを行います。	要支援1・2 要介護1～5
通所介護	デイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、レクリエーション、機能訓練などのサービスが受けられます。	要介護1～5 ※要支援1・2の方はP.202の「通所型サービス」が利用できます
通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関などにおいて、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などのリハビリテーションが受けられます。	要支援1・2 要介護1～5
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間入所（ショートステイ）し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。	要支援1・2 要介護1～5
短期入所療養介護	老人保健施設などに短期間入所（ショートステイ）し、看護・医学的な管理のもとに、介護や機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話などが受けられます。	要支援1・2 要介護1～5
特定施設入居者生活介護	介護付き有料老人ホームやケアハウスなどに入居し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話などが受けられます。	要支援1・2 要介護1～5
福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、歩行器など、日常生活上の便宜を図るためなどに必要な福祉用具の貸し出しを行います。	要支援1・2 要介護1～5 ※認定区分により貸与できない用具もあります
特定福祉用具購入	入浴や排せつの際に使用するような、貸与になじまない福祉用具を購入した場合に、年10万円を限度に購入費の9割、8割または7割を支給します。	要支援1・2 要介護1～5
住宅改修	手すりの取付けや床段差の解消、滑り防止など小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度に改修費の9割、8割または7割を支給します。	要支援1・2 要介護1～5

(2) 地域密着型サービス

サービス種類	サービス内容	利用できる方
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行います。	要介護1～5
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回訪問または随時の通報により、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話などを行います。	要介護1～5
地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンターなどで、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、レクリエーションなどのサービスが受けられます。	要介護1～5 ※要支援1・2の方はP.202「通所型サービス」が利用できます
認知症対応型通所介護	日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態の方が、デイサービスセンターなどで入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。	要支援1・2 要介護1～5
小規模多機能型居宅介護	通所を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時、訪問や宿泊を組み合わせ入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の支援・世話などを行い、在宅での生活の継続を支援します。	要支援1・2 要介護1～5
看護小規模多機能型居宅介護	上記の小規模多機能型居宅介護のサービス内容に加えて、必要に応じて訪問看護が組み合わされたサービスが提供されます。	要介護1～5
認知症対応型共同生活介護	認知症である方に対して、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。	要支援2 要介護1～5
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の介護付き有料老人ホームやケアハウスなどに入居し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話などが受けられます。	要介護1～5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方が、定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話などが受けられます。	要介護3～5 ※要介護1・2の方でも特例として入所できる場合があります

(3) 施設サービス

サービス種類	サービス内容	利用できる方
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方が、特別養護老人ホームに入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話などが受けられます。	要介護3～5 ※要介護1・2の方でも特例として入所できる場合があります
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定している方が在宅復帰できるように、老人保健施設に入所し、看護・医学的管理のもとでリハビリテーションを中心とした介護や、その他日常生活上の世話などが受けられます。	要介護1～5
介護療養型医療施設（療養型病床群）	急性期の治療を終え、長期にわたって療養が必要な方が、療養型の医療施設に入院し、医学的な管理のもとで、介護や日常生活上の世話、機能訓練、その他必要な医療が受けられます。	要介護1～5
介護医療院	日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設で、2018（平成30）年4月に創設されたサービスになります。	要介護1～5

2 介護予防・生活支援サービス

(1) 訪問型サービス

サービス種類	サービス内容	利用できる方
訪問型サービス (身体介助)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、排せつ・入浴・食事など身体にかかわる支援を行います。	要支援1・2 介護予防アンケートによる事業対象者
訪問型サービス (家事支援)	ホームヘルパーまたは市の研修を受講した生活支援サポーターが家庭に訪問して掃除・洗濯・買い物・調理などの支援を行います。	要支援1・2 介護予防アンケートによる事業対象者

(2) 通所型サービス

サービス種類	サービス内容	利用できる方
通所型サービス (1日デイサービス)	デイサービスセンターに通い、身体の衰え・もの忘れを予防するための運動やレクリエーションなどの支援を日帰りで受けるサービスです。※サービス提供時間：5時間以上	要支援1・2 介護予防アンケートによる事業対象者
通所型サービス (半日デイサービス)	デイサービスセンターに通い、身体の衰え・もの忘れを予防するための運動やレクリエーションなどの支援を日帰りで受けるサービスです。※サービス提供時間：3時間以上5時間未満	要支援1・2 介護予防アンケートによる事業対象者

(3) 短期集中型サービス

サービス種類	サービス内容	利用できる方
短期集中型サービス (訪問型)	専門職が家庭を訪問して、身体の機能を維持・向上するための支援を短期的・集中的(週1回×3か月間)に行うサービスです。	要支援1・2 介護予防アンケートによる事業対象者
短期集中型サービス (通所型)	指定された施設に通い、身体の機能を維持・向上するための支援を短期的・集中的(週1回×3か月間)に受けるサービスです。	要支援1・2 介護予防アンケートによる事業対象者

第4節 用語説明

あ行

用語	説明
ACP（アドバンス・ケア・プランニング）	人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合い共有する取組。
ICT 機器	情報処理と通信技術を活用したコミュニケーションを行うための機器。
一般介護予防事業	市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的な知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とした事業。
医療計画	医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とした都道府県が作成する整備計画。
NPO	ボランティア団体や市民団体など、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。
LSA(生活援助員)	シルバーピアに配置している相談員。入居者の相談に乗り、必要な支援先につなぐ。ライフ・サポート・アドバイザー。

か行

用語	説明
介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護・要支援の認定を受けた方などからの相談に応じ、心身の状況などに応じた適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、ケアプラン（介護サービス計画）を作成するとともに、居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整などを行う専門職。
介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金を改善することにより介護職に就く人を増やし定着させるための加算。キャリアパス要件や職場環境等要件などの要件を満たすことにより算定できる。
介護職員特定処遇改善加算	技能・経験を持ったリーダー級の介護職員等の処遇改善を目的とした加算。
介護認定審査会	要介護・要支援認定の審査を行うため市町村に設置された機関で、保健・医療・福祉の専門家で構成される。認定申請を行った方に対して行う訪問調査の結果と主治医からの意見書に基づいて、どのくらいの介護が必要か（要介護状態区分）を審査・判定する。

用語	説明
介護報酬	介護保険制度において、サービスを提供する事業所や施設が、利用者にサービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬のこと。その額については、厚生労働大臣（国）が定め、原則として報酬の一部を利用者が負担し、残りは市町村（保険者）に請求され、保険料と公費で賄う介護保険から支払われる。
介護保険運営協議会	市長の諮問に応じ、介護保険事業計画および高齢者福祉計画の策定、変更および評価、介護保険事業の運営その他の介護に関する必要な事項を審議し、またはこれらの事項について市長に建議する機関。市民のほか、学識経験者やサービス事業者の代表等で構成される。
介護保険施設	介護保険法における「施設サービス」を実施する施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群）および介護医療院のことをいう。なお、介護療養型医療施設については、令和6（2024）年3月末で廃止される予定。
介護保険準備基金	各市町村が3年間の介護保険事業計画期間中の財政運営に伴う財源調整のために設置する基金。第1号被保険者の介護保険料収入に余剰が生じた場合にはその余剰金を積み立て、不足が生じた場合には基金から取り崩しを行うことにより、介護保険財政を安定的に運用していく役割がある。また、介護保険事業計画最終年度の残額については、次期の事業計画期間内における保険料収入の一部として取り崩しを行うことにより、保険料の上昇を抑制することができる。
介護予防アンケート	要介護・要支援認定を受けずに、介護予防・生活支援サービス事業によるサービスを利用する場合に、生活機能が低下しているかどうかを確認するために行うアンケート。「基本チェックリスト」と呼ばれる25項目のアンケート調査の結果、「事業対象者」に該当した場合にはサービスを利用することができる。
介護予防ケアマネジメント	利用者の介護予防および生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行うもの。
介護予防業務連絡会	地域包括支援センターの保健師・看護師、アドバイザー（理学療法士等）と高齢福祉課が介護予防について協議検討する定期開催の会議。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者等が要介護状態となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を実施することで、生きがいのある生活を送ることができるよう支援し、また、多様な生活支援のニーズに対応するため、旧介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを行うことで、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とした事業。この事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」から構成される。
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的としたもので、介護保険事業計画の策定にあたって国が推奨している調査。調査対象は要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、健康な高齢者のほかに、要支援認定を受けている方や市町村が実施する介護予防・生活支援サービス事業を利用している方も含まれる。

用語	説明
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援認定者等に対して、介護予防や生活支援サービスなど、地域で高齢者を支える多様なサービスを市町村の判断と創意工夫により総合的に提供する事業。実施にあたっては、市町村の計画に位置付け、関係行政機関・関係団体・民間事業者・ボランティアを含む地域住民等の協力を得て事業が推進される。この事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成される。
かかりつけ医	健康や病気のことについて気軽に相談を受け、身体に不調があるときにいつでも診察できる、地域に密着した身近な医師。初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす。
基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センターのうち、行政との調整やその他の地域包括支援センターの支援にあたるセンターのこと。
キャラバンメイト	全国キャラバン・メイト連絡協議会などが実施する所定の研修を受講し、登録した人をいう。「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める。
給与住宅	会社や官公庁などが、その従業員、職員を居住させる住宅のこと。
居住系サービス	介護保険のサービスのうち、居宅に近い環境で介護サービスを受ける、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）と認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）のサービスを総称したもの。
ケアプラン	要介護・要支援の認定を受けた方について、自立した日常生活を送ることができるよう、利用者や家族のニーズを把握し、課題を分析して、サービス担当者会議において協議を行った上で作成される介護サービス計画のこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。アドボカシー（代弁）ともいう。
合計所得金額	前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額。税法上の各種所得控除（配偶者控除や医療費控除等）や土地・建物等の譲渡所得の特別控除、上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額。 なお、介護保険においては、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。（当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。）
高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。高齢化率が7%以上で高齢化社会、14%以上で高齢社会、21%以上で超高齢社会とされる。
高齢者虐待	高齢者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。近年、家族やサービスを提供する職員における虐待の事態が明らかにされ、その防止は大きな課題となっており、2005（平成17）年にはいわゆる「高齢者虐待防止法」が成立した。高齢者虐待防止法に定義されている虐待は、①傷害や拘束による身体的虐待、②脅迫や言葉の暴力による心理的虐待、③搾取や横領といった経済的虐待、④性的虐待などの積極的・直接的な人権侵害だけでなく、⑤無視や保護の放棄（ネグレクト）といった消極的な行為による人権侵害も含まれる。
互助力	家族・友人・地縁組織やボランティアグループなど、個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力。

さ行

用語	説明
財政安定化基金	介護保険制度の財政を安定化させるために、介護保険法に基づいて都道府県に設置される基金。介護保険料の収納不足や介護給付費の増加によって、市町村の介護保険特別会計が赤字になりそうな場合、資金の交付・貸付を行う。原資は国・都道府県・市町村（介護保険料）が3分の1ずつ負担して積み立てる。
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とした事業。事業内容は、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護関係者に関する相談支援、地域住民への普及啓発など。
在宅介護実態調査	介護保険事業計画の策定において、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者の適切な在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」などの実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的として国が推奨した調査。調査対象は在宅で生活をしている65歳以上の高齢者で、要介護・要支援認定を受けている方。
在宅サービス	居宅で生活する利用者に対し提供される介護保険のサービスの総称で、訪問介護や通所介護など、訪問を受けたり、事業所に通ったりして受けるサービスのほか、ショートステイ（短期入所生活介護）のサービスなども含まれる。
サービス付高齢者向け住宅	住宅としての居室の広さ、設備、バリアフリーなどのハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスの提供などにより、高齢者が安心して暮らすことのできる住宅。入居者の希望により有料で、食事の提供、入浴・排泄・食事等の介護、健康管理などを提供している住宅もある。
サロン活動	社会的孤立を防ぐためにご近所の方々などが定期的集まって、おしゃべりや趣味の活動をする場。立川市社会福祉協議会では、「支え合いサロン」として実施している。
自助力	自発的に自身の生活課題を解決する力。
施設サービス	介護保険法上の「介護保険施設」に該当する、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群）・介護医療院に入所・入院する利用者に対して提供されるサービスを総称したもの。
市民後見人	成年後見人の種類の1つ。地域あんしんセンターたちかわが養成。
社会福祉協議会	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市町村のそれぞれに組織されている団体。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織。
出張暮らしの保健室	団地の集会室等、市民に身近な場所で、地域で活動している看護師、薬剤師等が出向いて、健康相談等を受け付ける。

用語	説明
住所地特例	介護保険制度においては、65歳以上の方および40歳から64歳で医療保険に加入している方は、原則として住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者となるが、住所地特例対象施設（介護老人福祉施設等）に入所または入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所・入居前の住所地の市町村（保険者）の被保険者になる。このことを住所地特例といい、施設所在地の市町村の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられた制度。
小地域ケア会議	各日常生活圏域において地域包括支援センターが主催となり、地域課題の抽出や課題解決に向けた取組を行うために設置された会議。
自立支援・介護予防	自立を支援するために介護予防の観点から、支援を組み立てる手法。
自立支援・重度化防止	自立を支援するために重度化防止の観点から、支援を組み立てる手法。
シルバー人材センター	一定地域に居住する定年退職者などを会員として登録し、地方公共団体、民間事業所、家庭などから高齢者にふさわしい仕事を受け、各人の希望や能力に応じた仕事を行うことにより、地域社会の発展に寄与することを目的として活動している社団法人。
シルバーピア （高齢者集合住宅）	高齢者が安心して暮らし続けるために、特別な機能を付加した集合住宅で、市町村が運営している。自立生活が可能な65歳以上の方および60歳以上の配偶者で、特に見守り等のサポート機能を希望される方が対象。バリアフリー構造、緊急通報システムの設置のほか、生活援助員が配置され、日常の安否確認、緊急時対応、生活相談等を行う。立川市内には、13か所273戸の高齢者集合住宅がある〔令和2（2020）年4月現在〕。
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行う。
生活支援サポーター	新たな介護の担い手として、ヘルパー資格がなくても、市が実施する研修を受講することにより、市が指定した事業所に所属して、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスの家事支援に従事することができる。
生活支援体制整備事業	医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とした事業。事業内容は、生活支援コーディネーターの配置、多様な主体の協議体の設置など。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護などを行う。
総合的な見守りシステム	見守りホットラインなど安否確認に関する取組。
総給付費	介護保険のサービスに係る、「居宅サービス費」「地域密着型サービス費」「施設サービス費」の合計額。
相談支援包括化推進員	相談者の課題把握、支援の基本的方向性に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整等を行う職員。立川市では社会福祉協議会に配置している。

た行

用語	説明
第1号被保険者、第2号被保険者	市町村の住民のうち、65歳以上の方が介護保険の第1号被保険者となり、40歳から64歳で医療保険に加入している方が第2号被保険者となる。第1号被保険者と第2号被保険者では認定申請ができる条件や、介護保険料の支払い方法などが異なる。
第三者評価システム	事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者および利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもので、社会福祉法第78条で規定されている。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることを目的とする。
たちかわ入居支援福祉制度	賃貸アパート契約の際に、保証人を設けることができない場合に、立川社会福祉協議会が預託金を預かり、保証人となる制度。ただし、日常生活自立支援事業利用が要件。
ターミナル	ターミナルケアの略称。ターミナルケアとは、終末期の医療・看護・介護。治療の見込みがなく、死期が近づいた患者（利用者）に対し、延命治療中心でなく、患者の人格を尊重したケア中心の包括的な援助を行うこと。身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行う。
団塊の世代	第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。昭和22(1947)～昭和24(1949)年生まれの人たちのこと。
団塊のジュニア世代	団塊の世代の子。昭和46(1971)年～昭和49(1974)年生まれの人たちのこと。
地域あんしんセンターたちかわ	立川社会福祉協議会にある権利擁護センター。
地域医療構想	「医療介護総合確保推進法」に基づき、令和7(2025)年に向け、病床の機能分化・連携を進めるため、医療機能ごとに令和7(2025)年の医療需要と病床の必要量を推計し、地域の実情に応じた方向性を定めていく構想。
地域型地域包括支援センター	地域からの相談を受け、権利擁護・介護予防・包括的継続的ケアマネ地面と支援を行う。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すもの。
地域ケア会議	医療、介護などの専門職等が情報交換することで情報の共有化を図り、協働して高齢者の個別問題の解決を図るとともに、地域に共通する課題やその解決方法などを考える会議。地域包括ケアシステムの構築のためにもその果たす役割に期待が持たれている。
地域ケア個別会議	自立支援や権利擁護等を目的とした個別高齢者の会議。
地域ケア推進会議	市内の医療・介護の関連機関・行政が、地域課題などについて協議検討する定期開催の会議。

用語	説明
地域支援事業	被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談および支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制および認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する事業。
地域福祉コーディネーター	地域の実情を把握し住民の相談に応じて必要なサービス、機関につなげるとともに、地域のさまざまな団体のネットワークを構築し、生活課題などの解決にあたる。また、地域に根ざした活動を通じて、住民同士のふれあいや支え合いによる地域づくりを進める。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「介護予防」「生活支援」「住まい」「医療」「介護」が一体的、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に提供されるシステム。
地域包括支援センター	予防重視型システムへの転換に向けて、公正・中立な立場から、「総合相談・支援」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」「高齢者の虐待防止・早期発見および権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持ち、総合的マネジメントを行う中核機関。地域包括支援センターでは、保健師や看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などを配置し、専門職の協働による業務を展開している。
地域包括支援センター運営協議会	市民委員を交え、地域包括支援センターの設置や事業運営に関すること等について検証・評価を行う。
地域密着型サービス	住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として2006（平成18）年度に創設されたサービス。市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有し、原則として、その市町村の被保険者がサービスを利用することができる。
地域見守りネットワーク事業	子供から高齢者まですべての市民を対象に、ゆるやかに見守り合う事業。地域で気になる世帯に気づいた時に「見守りホットライン」に連絡してもらう仕組みのこと。
調整交付金	市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、具体的には、「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格差」を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」がある。
ちょこっとボランティア	地域包括支援センターに登録し、ちょこっとしたお手伝いや地域包括支援センターが行うイベント等でスタッフとして活動していただけるボランティア。
チームオレンジ	認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなげる仕組み。
東京都健康長寿医療センター	高齢者のための高度専門医療および研究を行い、東京都における高齢者医療および研究の拠点として、その成果および知見を広く社会に発信する機能を発揮し、東京都内の高齢者の健康の維持および増進に寄与することを目的とする地方独立行政法人で、設立団体は、東京都。

な行

用語	説明
日常生活圏域	市町村の介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護保険サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のこと。国ではおおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として中学校区を単位として想定しているが、各市町村で、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定される。
日常生活自立度	認知症高齢者の判定基準で、ランクⅠ～ランクⅣおよびランクⅢの基準が定められており、医学的な認知症の程度ではなく生活の状態像から介護の必要度を示すもの。障害老人の日常生活自立度判定基準（寝たきり度判定基準）と併用することによって、障害をもつ高齢者の心身両面の判定ができることになっている。
任意事業	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、介護や支援が必要な方を現に介護する方等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする事業。事業内容は、家族介護支援事業や福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター養成事業など被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業。
認知症カフェ	認知症の人やその家族の居場所づくりや支援を目的に、認知症の人やその家族、地域住民や専門職等、誰もが気軽に立ち寄ることができる集いの場。
認知症ケアパス	認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにしたガイドブックのような冊子。
認知症サポーター	全国キャラバン・メイト連絡協議会に認定されたキャラバン・メイトが行う「認知症サポーター養成講座」を受講した人をいう。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開等の施策を推進する。〔令和元（2019）年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定〕
認知症施策推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるようにすることを目的とした事業。事業内容は、認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの配置や、認知症地域支援推進員の配置など。
認知症疾患医療センター	東京都が指定している認知症に関する専門医療機関。相談員が、認知症に関する医療相談に対応するとともに、状況に応じて適切な医療機関等の紹介を行う。
認知症初期集中支援チーム	専門職で構成される支援チームが認知症の早期診断、初期対応につなげるため、認知症が疑われる方や認知症の方およびその世帯を訪問し、アセスメントや家族支援を行う。
認知症地域支援推進員	認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
認知症とともに生きる希望宣言	一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループより、認知症になった方の体験や経験をもとに生き方について提案がなされている。

は行

用語	説明
8050 問題	80 歳代の親が 50 歳代の子どもの生活を支えているという問題。中高年（50 代）のひきこもりを抱える世帯の社会的孤立なども含めた問題。
ハートページ	都内 23 区を中心に大阪市、名古屋市、福岡市等全国約 70 市区のエリアで発行している介護サービス情報誌。各自治体の協力と介護事業者の広告をもとに発行し、地域包括支援センター等で市民に配布する。
パブリックコメント	パブリック（public）は「公衆」、コメント（comment）は「意見」の意味。市が政策などを決めるときに、広く市民に公表し、市民から寄せられた意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討し、その検討結果（最終案）とともに寄せられた意見などに対する市の考え方をあわせて公表していく一連の手続き。
BCP（業務継続計画）	災害時など通常どおりの業務遂行が困難な状況となった場合でも継続できるように業務に優先順位をつけるなど計画を立てること。
避難行動要支援者	災害発生時に一人で避難行動を取ることが困難な市民。
標準給付費	「居宅サービス費」「地域密着型サービス費」「施設サービス費」の合計額である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費」（施設入所した場合の居住費、食費等の補足給付）、「高額介護サービス費」「高額医療合算介護サービス費」「算定対象審査支払手数料」を加えた介護保険サービスの給付費の総額。
福祉相談センター	市内 3 か所に設置している在宅介護支援センターで、地域住民の介護相談や各種申請受付、介護予防教室などの開催を行っている。市内 6 か所に設置している地域包括支援センターへのつなぎ的役割も担っている。
フレイル	年を重ねて心身のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援センターにおける事業のひとつ。地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように、地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行うもの。

ま行

用語	説明
看取り	人生の最終段階における医療、介護によるケア。体制も含む。
見守りホットライン	市民の異変に気づいた場合に連絡のできる専用電話。
民生委員・児童委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者、障害者の支援を行い、行政機関と協働し、地域のパイプ役として活動している。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。

や行

用語	説明
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢、性別などを問わず、すべての人に使いやすく考えられた製品や環境、空間、建築などのデザインをいう。
要介護・要支援認定	要介護・要支援認定とは、介護保険制度において、介護給付または予防給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行う認定で、保険者である市町村が、全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づいて実施する。認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が訪問調査を実施して本人の状態を確認するとともに、主治医に意見書の提出を求め、これらを基に介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家で構成）で、要支援・要介護状態への該当および要介護状態区分等について審査・判定を行う。

ら行

用語	説明
レスパイト	介護者の息抜きや休憩のこと。

立川市高齢者福祉介護計画〔令和3（2021）～令和5（2023）年度〕

（第8次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）

令和3（2021）年3月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042 - 523 - 2111（代表）

FAX 042 - 522 - 2481

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 福祉保健部 介護保険課

高齢福祉課